

## II 大蔵省（平成13年1月6日以降、財務省）機構の新設（改称を含む。）、廃止

年度	新設（改称を含む。）	廃止
平成元	<b>関税局</b> 国際機関課、国際調査課、輸出保税課 <b>銀行局</b> 金融先物取引所監理官（兼）〔1〕	<b>関税局</b> 国際第一課、国際第二課、輸出課
平成2	<b>大臣官房</b> 参事官〔1〕（時限付）	<b>大臣官房</b> 参事官〔1〕（時限付）
平成3	<b>国税庁</b> 国税審議官〔1〕、参事官〔1〕、課税部 <b>国税局</b> 課税部（金沢、高松、熊本）、課税第一部（東京、関東信越、大阪、札幌、仙台、名古屋、広島、福岡）、課税第二部（東京、関東信越、大阪、札幌、仙台、名古屋、広島、福岡）、調査第四部（東京）、調査第一部（大阪）、調査第二部（大阪）、調査部（名古屋）、査察部（名古屋）	<b>国税庁</b> 直税部、間税部 <b>国税局</b> 直税部、間税部、調査部（大阪）、調査査察部（名古屋）
平成4	<b>審議会</b> 証券取引等監視委員会、証券取引等監視委員会事務局 <b>大臣官房</b> 金融検査部、金融検査部管理課・審査課 <b>審議会</b> 証券取引等監視委員会事務局次長〔1〕、総務検査課、特別調査課 <b>関税局</b> 業務課、調査保税課 <b>証券局</b> 証券市場課、証券業務課 <b>税関</b> 業務部、調査保税部	<b>大臣官房</b> 審議官〔1〕、参事官〔1〕 <b>関税局</b> 輸入課、輸出保税課 <b>証券局</b> 資本市場課、流通市場課、業務課、検査課 <b>銀行局</b> 検査部、検査部管理課、検査部審査課 <b>税関</b> 輸出部、輸入部
平成5	<b>大臣官房</b> 参事官〔1〕（時限付）	<b>大臣官房</b> 参事官〔1〕（時限付）
平成6	<b>特別の機関</b> 造幣局事業企画部	<b>特別の機関</b> 造幣局作業管理部
平成7	<b>施設等機関</b> 醸造研究所	<b>施設等機関</b> 醸造試験所
平成8	<b>大臣官房</b> 参事官〔1〕（時限付） <b>国税庁</b> 国際業務課	<b>大臣官房</b> 参事官〔1〕（時限付） <b>国税庁</b> 参事官〔1〕
平成9	<b>審議会</b> 国家公務員共済組合審議会	<b>審議会</b> 国家公務員等共済組合審議会
平成10	<b>大臣官房</b> 参事官〔2〕、政策金融課 <b>金融企画局</b> 金融企画局、金融先物取引所監理官（兼）〔1〕、総務課、企画課、市場課、信用課 <b>国際局</b> 国際局、次長〔1〕、総務課、国際収支課、国際機構課、調査課、為替資金課、開発政策課、開発機関課、開発金融課 <b>審議会</b> 金融審議会	<b>審議会</b> 証券取引審議会、金融制度調査会、自動車損害賠償責任保険審議会、証券取引等監視委員会、証券取引等監視委員会事務局 <b>大臣官房</b> 審議官〔2〕、金融検査部、金融検査部管理課、金融検査部審査課 <b>証券局</b> 証券局、総務課、証券市場課、企業財務課、証券業務課 <b>銀行局</b> 銀行局、金融先物取引所監理官（兼）〔1〕、総務課、銀行課、特別金融課、中小金融課、調査課、保険部、保険部保険第一課、保険

年度	新設（改称を含む。）	廃止
平成10 （続）		部保険第二課 <b>国際金融局</b> 国際金融局、次長、総務課、金融業務課、国際機構課、調査課、為替資金課、国際資本課、開発政策課、開発機関課、開発金融課 <b>審議会</b> 保険審議会、証券取引等監視委員会事務局次長、総務検査課、特別調査課
平成11		
	<b>大臣官房</b> 参事官〔1〕（時限付）	<b>大臣官房</b> 参事官〔1〕（時限付）
平成12	<b>審議会</b> 財政制度等審議会、関税・外国為替等審議会、独立法人評価委員会、国税審議会	<b>審議会</b> 公認会計士審査会、金利調整審議会、財政制度審議会、国家公務員共済組合審議会、関税率審議会、関税等不服審査会、国有財産中央審議会、外国為替等審議会、中央酒類審議会、国税審査会、税理士審査会
	<b>大臣官房</b> 秘書官〔1〕、総括審議官〔1〕、審議官〔1〕、参事官〔1〕、政策評価官（兼）〔1〕、総合政策課、信用機構課 <b>主計局</b> 給与共済課 <b>関税局</b> 関税課、調査課 <b>理財局</b> 財政投融资総括課、管理課、計画官〔2〕、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、国有財産審理課 <b>施設等機関</b> 財務総合政策研究所 <b>審議会</b> 財政制度分科会、国家公務員共済組合分科会、財政投融资分科会、たばこ事業等分科会、国有財産分科会、関税分科会、外国為替分科会、関税等不服審査会 <b>国税庁</b> 国家行政組織法第21条第5項に定められた総括整理職〔2〕、国家行政組織法第21条第5項に定められた課長級分掌職〔2〕、国家行政組織法第7条第6項に定められた課（長官官房）〈7〉（総務課、人事課、会計課、企画課、厚生課、事務管理課、国際業務課（平成8年7月1日～））、広報広聴官、国家行政組織法第7条第6項に定められた課（課税部）〈5〉（課税総括課、個人課税課、法人課税課、資産課税課、酒税課）、国家行政組織法第7条第6項に定められた課（徴収部）〈2〉（管理課、徴収課）、国家行政組織法第7条第6項に定められた課（調査査察部）〈2〉（調査課、査察課） <b>審議会</b> 税理士分科会、国税審査分科会、酒類分科会、財務省設置法第23条第5項に定められた部〈59〉	<b>大臣官房</b> 総務審議官〔1〕、審議官〔1〕、参事官〔1〕、たばこ塩事業審議官〔1〕、調査企画課 <b>主計官</b> 主計官〔1〕、主計監査官（兼）〔1〕、給与課、共済課 <b>関税局</b> 企画課、国際機関課、国際調査課 <b>理財局</b> 資金第一課、資金第二課、地方資金課、資金管理課、国有財産総括課、国有財産第一課、国有財産第二課、国有財産審査課、管理課、国有財産鑑定課、 <b>金融企画局</b> 金融先物取引所監理官（兼）〔1〕、総務課、企画課、市場課、信用課 <b>施設等機関</b> 財政金融研究所 <b>審議会</b> 金融審議会、企業会計審議会、たばこ事業等審議会 <b>国税庁</b> 国税審議官〔2〕、広報課、資産税課、法人税課、所得税課、消費税課、資料調査課

- (注) 1. 本表は、大蔵省（平成13年1月6日以降、財務省）の本省（内部部局、施設等機関、地方支分部局（財務局、税関）、審議会）、特別の機関、附属機関、外局である国税庁（内部部局、施設等機関、地方支分部局（国税局）、審議会）、特別の機関、附属機関について、平成元年度から平成12年度まで（平成元年4月～平成13年3月）の新設（改称）、廃止について示したものである。
2. 各年度の上段の欄は法律に基づくもの、下段の欄は政令に基づくものである。
3. [ ] は定員の数、〈 〉 は課又は部の数を表す。

## 付録 「財務省発足に当たって」平成13年(2001年)1月6日〔財務省発出〕

### 1. 財務大臣談話

#### 財務大臣談話

～財務省発足に当たって～

平成13年1月6日

本日、中央省庁等改革に伴う新体制への移行を機に、大蔵省は「財務省」と名称を改め、諸機関と連携しつつ、財政経済運営に取り組むこととなりました。

発足の日に当たり、今後の財務省行政の基本的な考え方を述べさせていただきます。

#### (基本的認識)

我が国は、戦後半世紀の間に敗戦の荒涼からの復興と驚異的な高度成長を成し遂げましたが、こうした輝かしい繁栄を支えたのは、経済的な豊かさの追求を共通の価値観とした官民協働のシステムでした。

しかし、共通の価値観を前提にしたシステムは、内外の経済社会情勢に急激な変化が生じた世紀末に至って、抜本的な見直しを迫られることとなりました。すなわち、冷戦構造の終結により、世界的にこれまでの価値の体系が崩れる中、我が国では、バブル経済の崩壊に伴い負の遺産を抱えることとなり、その後景気が長期的に停滞したことにより、これまでの右肩上がりの経済は変容を余儀なくされました。少子高齢化の進展、経済のグローバル化やソフト化、情報化といった構造変化も急速に進んでいます。その中で、国民の利害は複雑化し、価値観は加速度的に多様化してきています。

新しく迎えた21世紀の我が国経済社会は、国民一人一人が自己の責任において選択し、主体的に国家や社会と関わっていくことができる、自由かつ公正なシステムとなることが望まれています。

こうした経済社会を形造っていくに当たって、行政も自ずから変わっていかねばなりません。今後の政府には、複雑な利害や多様な価値観の下での自由かつ公正な経済社会の形成を目指して、選択肢を提示しつつ国民的合意の形成に努めることにより、その役割を十全に果たしていくことが求められていると考えます。

#### (財務省の発足)

大蔵省は、戦後の復興から高度成長の時代を通じ、我が国の財政経済運営において

重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、先に述べたように内外の経済社会情勢が大きく変化し、政府・民間ともに対応を迫られる中で、大蔵省の行政に対しても、変化に十分に対応できていないのではないかとといった厳しい眼が注がれることになりました。

大蔵省は、真摯な自己改革に努めてまいりましたが、新世紀の到来に当たり、「財務省」として、納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに世界経済の安定的発展に貢献することを使命として、名実ともに新たな一步を踏み出してまいります。

### （財務省が取り組む課題）

財務省は、新たな時代の行政機関として、その使命を達成すべく、以下のような内外の諸課題に取り組んでまいります。

まず、重点的かつ効率的な予算や財政投融资の編成、「公平」「中立」「簡素」という租税原則に沿った税制の企画立案等を通じ、適切な財政経済運営を行い、我が国経済社会の安定的発展に貢献していくことが重要であると考えております。国の資産、負債及び国庫の適切な管理と通貨に対する信頼の維持に努めるとともに、国税や関税などの適正な申告・納税を確保することも、我が国経済社会の健全な基盤の確保のため取り組むべき課題です。

巨額の債務の累増は、財政の硬直化を招き、ひいては経済社会の発展そのものに支障を及ぼしかねません。景気に配慮しつつ、新世紀の経済社会の姿を展望しながら、歳出特に社会保障の在り方、税制の在り方、更には中央と地方の関係まで視野に入れた検討を行い、様々な課題に十分対応でき、将来にわたって持続可能な財政構造を構築していくことは、成し遂げなければならない重要な課題と考えています。

また、経済のグローバル化が進む中で、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向けて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められていることは論を待ちません。アジア通貨危機の経験から、我が国がアジア地域との連携を強化し、その経済安定に積極的に寄与していく必要性も一層高まっています。財務省は、このような認識の下、国際通貨システムの安定やアジアにおける地域協力の強化、国際貿易の秩序ある発展に努めてまいります。

### （財務省が目指す行政運営の在り方）

経済社会の在り方が変わり、国民の利害が複雑化し、価値観が多様化する中で、こうした課題に適切に対応していくためには、行政運営の在り方も、時代に即応したものとしていく必要があり、財務省は、以下の3点を重視して行政運営に努めてまいり

ます。

まず、財務省は、政策の透明性の向上を図ります。国民に対して積極的に的確な情報を発信するとともに、国の財政事情や予算編成についても透明性を向上させてまいります。この度、新しい財務省の使命と政策の目標を、政策評価の実施要領とともに公表したところでありますが、政策評価制度は、財務省の考え方を広く国民に明らかにし、政策の内容や実施状況について、国民への説明責任を果たすものであります。いわば、財務省の行政を国民に投影し、その反響を踏まえて自ら評価し、自己規律していくものであり、今後その着実な実施に努めてまいります。

また、納税者としての国民の視点に立って政策を展開してまいります。このため、財務省の政策について御質問や御意見を伺う場を積極的に設けてまいります。また、情報化の急速な進展は、行政サービスの質的向上と業務の効率化を図るチャンスでもあります。国税や税関等の手続の電子化を進めるなど、財務省における情報化を総合的・計画的に推進してまいります。

さらに、高度な専門性に裏打ちされた効果的・効率的な行政運営を行うことも重要であります。高い能力と見識を有する人材の育成・確保に努めるとともに、各分野等の専門家や市場関係者との意見交換を積極的に進めつつ政策形成を図り、新たな時代の潮流を見据えて、従来の発想にとらわれず、山積する諸課題に取り組むことにより、財務省は、国民の期待に応えてまいりたいと考えています。

### (終わりに)

財務省は、全職員が一人一人決意新たに、国民全体の奉仕者たる矜持と責任感を持って、職務に全力を尽くすことにより、今回の中央省庁等改革の実を着実に挙げてまいりたいと考えています。是非、国民の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

## 2. 財務省の組織の概要

### 組織・名称等の案内

平成13年1月6日の新府省体制の発足に伴い、大蔵省は財務省と改称され、宮澤財務大臣、村上・若林両副大臣、砂田・大野両大臣政務官が新たに着任されました。

財務省の仕事、組織は、それぞれ図1、図2のとおりです。このうち、組織の面では、財務省の発足を期して、以下のとおり課の統廃合を行い、その結果、昨年7月の金融企画局廃止の際に先行して削減した3課と併せ、11課の削減を行いました。

<b>主計局</b>	給与課 共済課	→	給与共済課
<b>関税局</b>	企画課 国際機関課 国際調査課	→	関税課 調査課
<b>理財局</b>	資金第一課 資金第二課 地方資金課	→	財政投融资総括課
	資金管理課 管理課	→	管理課
	国有財産総括課 国有財産第一課 国有財産第二課 国有財産審査課 国有財産鑑定課	→	国有財産企画課 国有財産調整課 国有財産業務課 国有財産審理課
<b>国税庁</b>	総務課 広報課	→	総務課
	資料調査課 消費税課 所得税課 資産税課 法人税課	→	課税総括課 個人課税課 資産課税課 法人課税課

## 図 1

## 財務省の仕事

## (1) 本省内部部局の事務

- 大臣官房…財務省の所掌事務の総合調整、人事・会計等の管理事務、所管行政に必要な各種の調査・研究事務、政府系金融機関に関する制度の調査・企画・立案、地震再保険に関する事務、金融危機管理に関する企画・立案、預金保険機構等の監督等
- 主計局…国の予算、決算及び会計に関する制度の企画・立案、作成等
- 主税局…内国税制度についての企画・立案、租税の収入見積事務等
- 関税局…関税制度についての企画・立案、関税に関する国際協定の企画・立案、税関業務の指導監督、税関統計の作成事務等
- 理財局…国庫制度、国債、地方債、貨幣の発行、財政投融资、国有財産、たばこ事業、塩事業、日本銀行の業務・組織の適正な運営の確保等
- 国際局…外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する調査・企画・立案、国際収支の調整、外国為替資金の管理・運用、外国為替相場に関する事務、経済協力又は開発に関する国際機構に関する事務、海外投融资に関する事務等

## (2) 本省施設等機関の事務

- 財務総合政策研究所…財務省所掌の政策、内外財政経済に関する基礎的・総合的な調査・研究等
- 会計センター …電子情報処理組織による国の会計事務の処理、その実施に関する調査・研究等
- 関税中央分析所 …輸出入貨物に関する高度の専門技術を要する分析等
- 税関研修所 …財務省職員に対する税関行政に必要な研修の実施等

## (3) 本省地方支分部局の事務

- 財務局…国の予算の執行状況監査・調査、法人企業統計調査、たばこ事業等に関する監督、財政融資資金の管理・運用、地方経済・地方財政の調査、国有財産の管理・処分のほか金融庁長官から委任された地方民間金融機関等の検査・監督、証券取引等に係る監視、有価証券届出書等の審査、公認会計士試験の実施等
- 税関…関税・とん税・特別とん税等の賦課徴収、輸出入貨物・船舶・航空機・旅客の取締り、通関業の許可、通関業者の監督、通関士試験の実

